

第三者からの預貯金債権等に係る情報取得手続について

(申立予定の方へ)

R 3. 5 青森地方裁判所第2民事部
017-722-5628

第三者（情報の提供を命じられるべき者。以下、「第三者」と表現します。）からの情報取得手続は、金銭の支払を目的とする強制執行手続の実効性を高めるために、債務者の財産に係る情報を債務者以外の第三者から取得する制度です。

1 第三者からの情報取得手続の申立てについて（共通）

- (1) 第三者からの情報取得手続の対象となる情報は、債務者の【不動産】に係る情報、債務者の《給与債権》に係る情報及び債務者の《預貯金債権等》に係る情報になります。申立てできる債権者、情報提供義務者（第三者）及び財産開示手続の先行実施の要否など、求める情報の種別によって手続が異なる部分がありますので、例えば、債務者の《給与債権》に係る情報及び《預貯金債権等》に係る情報について、同時に取得手続の申立てをする場合には、**求める情報の種別ごとにそれぞれ申立書を提出**していただきます。手数料は申立てごとにかかりますが、申立書に添付する書類で共通するものについては、原本のほかに申立件数に応じた写しを提出していただくことになります。
- (2) 申立先の裁判所は、債務者の**普通裁判籍（住居所）**の所在地を管轄する**地方裁判所**です。
- (3) 申立費用及び必要書類は、別添「**第三者からの情報取得手続申立てに必要な書類等**」のとおりです。

2 《預貯金債権等》に係る情報取得手続の申立てについて

- (1) 預貯金に関する強制執行をする場合には、対象となる預貯金債権の取扱店舗を具体的に特定して記載することが必要ですが、取扱店舗が判然としないこともあります。預貯金債権に係る情報取得手続とは、強制執行に必要となる預貯金債権の取扱店舗、預貯金債権の種類、口座番号及び金額に関する情報を、銀行等の金融機関から取得できることとした制度です。なお、**提供される情報はあくまで提供時点の内容であること（提供後に解約や残高の増減など変動の可能性があること）**に留意してください。預貯金債権に係る情報取得手続の申立てをするには、下記2)、3)の要件を満たす必要があります。
- (2) 以下のいずれかの債権者であること
 - ア **執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者であること**

執行力のある債務名義の正本とは、確定判決のほか、仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促、調停調書などをいいます。
 - イ **債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者であること**

一般の先取特権を有する請求権とは、例えば、雇用主に対し給料などの債権を有する労働者や区分所有者に対し滞納管理費等の請求債権をもつ区分所有建物の管理組合などがこれに当たります。

情報取得手続の利用のためには、一般の先取特権を有することを「証する」文書の提出が必要になりますが、どのような文書がこれに当たるのかについて一般的な説明をすることはできませんので、弁護士等の専門家に相談することを検討してください。

(3) 先に実施した強制執行等の不奏功等に関し、以下のいずれかの要件を満たすこと

ア 強制執行又は抵当権等の担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6か月以上前に終了した執行事件を除く。）において、申立人が当該債権の完全な弁済を得ることができなかつたとき。

先に実施した強制執行等の配当表・弁済金交付計算書等を提出する必要があります。先に強制執行等の実施をしていない場合には、イの要件について検討してください。

イ 知っている財産に対して強制執行（一般の先取特権の場合は担保権の実行）を実施しても、申立人が当該債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

債務者の資産の有無等について必要な調査をし、その調査方法及び結果を書面で報告する必要があります。具体的な調査の内容及び結果報告の方法については、別にお渡しする「財産調査結果報告書」を確認してください。

(4) その他

預貯金債権等に係る情報取得手続の申立ての際には、申立書に債務者の振り仮名を記載する欄があります。申立書には、できる限り、債務者の氏名又は名称の振り仮名を記載しなければならない旨が定められています（民事執行規則187条第2項）。

「できる限り」との点についてですが、債務者の振り仮名の記載がないと、金融機関が債務者を特定できない可能性があります。一方で、正確に把握していない振り仮名を記載することにより、金融機関が債務者を特定しにくくなる可能性もあります。**振り仮名を記載するかどうか、また、どのような振り仮名を記載するかは申立人（債権者）の判断に委ねられますが、想定される振り仮名を複数記載する方法も考えられますので、振り仮名の記載について十分検討してください。**

3 第三者からの情報取得手続の概要について

(1) 情報取得手続の申立てを受理した裁判所では、求める情報の種別ごとに要件の有無を審査し、要件を満たすと認めた場合に、情報の提供をすべき旨を命じます。（預貯金債権等）の情報取得申立てを認容する決定がされたときは、当該決定は債務者に送達されませんし、執行抗告もできません。

(2) （預貯金債権等）の情報取得申立てを認容する決定がされたときは、当該決定を、第三者に対し、告知します。

告知を受けた第三者は、裁判所に対し、書面で情報提供します（以下、「情報提供書」と表現します。）。情報提供書の提出を受けた裁判所は、同書面の写しを申立人に送付することになりますが、情報提供書に第三者が、申立人に対し、同書面の写しを直送した旨の記載がある場合には、裁判所から同じ書類を重複して送付することはしない運用です。第三者から情報提供書の写しが直送されていない場合には、直送されていないことを裁判所に連絡してください。裁判所において写しを作成し、申立人に送付します。

(3) (2)により、情報の提供がされたときは、その旨を、債務者に対し、通知することになります。当庁では、情報提供書が提出されてから（複数の金融機関に対して情報提供命令を同時に発令した場合などは、最後の情報提供書が提出されてから）1か月を経過したものについて、債務者へ通知することとしています。

よって、申立人において、**第三者からの情報取得制度を利用したことを債務者に知られないうちに、強制執行の手続をしたいという希望がある場合には、裁判所に対して最後の情報提供書が提出されてか**

ら1か月以内に必要な手続を行うようにしてください。

- (4) 申立時に提出していただいた債務名義については、第三者への告知後、適宜の方法で、返還します。
- (5) 詳しい手続の流れについては、別添の「**第三者からの情報取得手続の流れ**」を参照してください。

4 第三者からの情報取得手続に係る事件記録の閲覧等の制限について

債務者の（預貯金債権等）の情報取得手続に係る事件記録中、第三者の情報の提供に関する部分についての閲覧謄写等の請求は、申立人、債務者、当該情報の提供をした者及び前記2(2)に掲げる債権者のみに認められています。

5 取得情報の目的外利用に対する制裁について

第三者からの情報取得手続の申立人が、この手続によって取得した債務者財産に関する情報を、当該債務者に対する債権に基づく強制執行を行う目的以外の目的のために利用（例えば売り込みの営業目的での利用など）したり、提供（例えば信用調査会社等への情報提供など）したりした場合には、**30万円以下の過料**に処せられる場合がありますので注意してください。

6 不服申立てについて

（預貯金債権等）に係る情報取得申立てを却下する裁判に対して不服のある申立人は、執行抗告をすることができます。

以 上